

政策評価制度の見直しの方向性について

平成 28 年 3 月
総務部行政改革局行政改革課

1 これまでの取組

(1) 政策評価条例の制定と基本理念（条例前文抜粋）

「北海道政策評価条例」（以下「条例」という。）は、平成 14 年度の条例施行後、道政を取り巻く環境の変化やその時々々の行政ニーズに機動的に対応できるよう見直しを行うことにより、制度の充実に努めてきた。

現行条例の前文の基本理念は次のとおりとなっている。

道民から負託された道政を効果的かつ効率的に運営していくためには、政策の合理的な選択と質の向上を図り、限りある財源、人員等を効果的に配分するとともに、道民の行政への参加意識の高揚にこたえ、その信頼を得ていくためには、道政について、その透明性を高め、道民に説明する責任を果たしていかなければならない。

このような考え方に立って、時のアセスメントから政策アセスメントへと歩んできた政策評価制度の体系化を図り、道政運営の基本的制度として、企画立案し、実施し、評価し、改善するという政策のマネジメントサイクルを確立することにより、時代の変化や道民の期待に的確に対応できる行政を実現するため、道民の総意としてこの条例を制定する

(2) 平成 20 年度の運用の見直し

政策の合理的な選択と質の向上を図り、限りある財源や人員等を効果的に活用するため、平成 20 年度から組織や人員も含めた「フルコストに基づく評価」を実施しており、併せて、道政運営のマネジメントシステムとして「成果志向に基づく PDCA サイクル」を導入している。

(3) 平成 22 年度の条例改正

平成 22 年度には、PDCA サイクルによる政策のマネジメントサイクルを明確化するため、条例の前文を「道政運営の基本的制度として、企画立案し、実施し、評価する」から「道政運営の基本的制度として、企画立案し、実施し、評価し、改善する」に改正するとともに、行政ニーズへの機動的な対応や評価作業の効率化といった観点から、関与団体点検評価、支庁事業評価、研究評価など 8 つの評価体系を見直し、道政全般を網羅する基本評価として、「施策評価」と「事務事業評価」、公共事業に関する「公共事業評

価」、その時々課題に対応する「特定課題評価」の4つの評価体系に再編し、「PDCAサイクルに基づく成果志向の行財政運営システム」の導入を踏まえ、政策評価の結果を予算や組織の編成、総合計画の推進管理等に適切に反映することについて明確化を図ったところである。

(4) 過去5年間の取組

知事は、条例に基づき、毎年度、政策評価に関する基本方針を策定し、これに基づき各実施機関が実施方針を策定して一次政策評価を実施しており、一次政策評価を行った政策のうち、道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から必要があると認めるものについて、二次政策評価を実施している。

この5年間の政策評価の取組については、全ての施策と事務事業を毎年の基本評価の対象としており、総合計画や新たな行財政改革の取組みを推進するため、毎年度、百を超える施策、約3千の事務事業の評価を実施し、評価結果を予算の編成及び執行、組織及び機構の整備並びに総合計画の推進管理等に適切に反映させ、政策の推進に努めてきているところであり、政策評価が各実施機関のマネジメントサイクルの中に定着してきており、政策の推進に寄与していると考えている。

(5) 意見等

道議会においては、「新しい総合計画の策定に伴い、政策評価制度の見直しも必然と考える」、「評価業務そのもの見直しが必要であり、あらゆる施策や事務事業を毎年、同じレベルで点検・検証する必要があるのかなど、評価のあり方、進め方について、検討すべき」、「各年度において、評価の対象とする事務事業の絞り込みを行うなど、無駄を少しでもなくするような効率的な評価の仕組みを導入すべき」、「北海道がいま現在置かれている現状を考えた中で、政策評価が目的を遂行するための本質を捉える考え方にしなければならない」などの意見等が提起されている。

また、政策評価条例に基づき設置されている北海道政策評価委員会においては、「新しい総合計画では、政策効果をわかりやすく示す観点から指標を設定することなので、その指標に依拠する評価システムを目指すべき」、「これまでは個々の事務事業に着目し、結果的に人と予算規模を減らしていくことに力点を置いてきたのではないか。これからは、一本一本の議論ではなく、もっと大きな単位、もう少し大きなレベルで政策の体系・方向をどうするかという仕組みを目指したらいいのではないか」、「施策評価調書で成果指標の進捗状況の判定について記載されているが、この妥当性はきちんと検証されているのか」、「施策となると、適切な名称を付けることが必要ではないか」、「ある程度の簡素化は必要」などの意見等が提起されている。

さらに、平成22年度から平成26年度に実施した政策評価に関する道民アンケートにおいては、「評価の目的・目標・対象などをより具体的に設定すべき」、「施策立案段階か

ら、目標等をより具体的に設定すべき」、「全体の作業量や人件費と評価の効果を照らし、政策予算に重点化して評価するなど、効率的に実施すべき」などの意見があるなど、政策評価制度の運用の改善・充実に向けて取り組むべき意見等があったところである。

2 今後の対応

(1) 見直しの考え方

政策評価条例では、限りある行財政資源のもと、道政運営の基本的制度として、企画立案し、実施し、評価し、改善するという政策のマネジメントサイクルとして、PDCAサイクルの確立により政策の合理的選択と質の向上を図り、時代の変化や道民の期待に的確に対応できる道政の実現を理念としている。

この理念のもとで、政策評価の客観的で厳格な評価と制度の充実を図るための仕組みとして、学識経験者などで構成する第三者委員会の設置、二段階評価（実施機関が行う一次政策評価と知事が行う二次政策評価）の実施、政策評価結果など政策評価に関する情報を道民に積極的に公表することなどが政策評価の実施に関し必要な事項として定められており、こうした規定は適時性が確保されていることから、現行条例に基づき、政策評価を実施していくことが適当と考える。

また、道議会、政策評価委員会、道民等から、政策評価制度について1（5）の意見等をいただく中で、道としても政策評価制度の見直しに当たっては、以下の課題にしっかり対応するとともに、来年度以降の行政改革の推進に資することができるよう、制度の運用を見直し、政策評価の質の向上を図っていくことが必要と考える。

(2) 運用の見直しの課題等

ア 政策の推進（PDCAサイクルの強化）

今年度策定する総合計画では、新たな政策体系のもと、政策の目標や成果がより明確になるよう、指標設定の充実に努めるとともに、「創生総合戦略」、「強靱化計画」といった重点戦略計画や、特定分野別計画の関連する施策を一体的に推進することとしており、こうした総合計画における新たな政策体系や推進手法などを踏まえ、政策評価においても同様に、評価対象となる施策の体系や評価手法について、必要な見直しを行っていく必要がある。

特に、総合計画や創生総合戦略等の重点戦略計画については、政策評価を通じて推進管理を行い、その検証を各計画の委員会等において実施するなど、一連の評価業務において重複が生じないよう効率的な運用を検討し、政策の推進（PDCAサイクルの強化）を図っていく必要がある。

イ 評価業務の改善（重点化、簡素・効率化）

政策評価制度は、条例に基づく制度として10年以上が経過し、政策評価が各実施機関のマネジメントサイクルの中に定着してきていると考える。

一方、政策評価制度の導入以降、政策評価作業をより精緻にしていくに伴い、職員の負担が増大し、職員にいわゆる「評価疲れ」が生じており、評価の重点化、簡素・効率化など、評価業務の改善を図っていく必要がある。

ウ 時代の変化等への対応

人口減少問題などかつて経験したことがない課題に的確に対応していくためには、単に前例を踏襲するのではなく、施策や事務事業の不断の見直しを図り、社会経済情勢など時代の変化に適切に対応していくことが必要である。

エ 質の向上

上記のア～ウの課題等に対応するため、政策評価制度の運用の見直しを行い、道政を効果的かつ効率的に運用し、現行制度の運用上の課題に対応して政策評価の質の向上に取り組んでいく必要がある。

（3）具体的な運用の見直し

ア 目標・指標など具体的な根拠に基づく評価

総合計画や重点戦略計画で設定される目標・指標など具体的な根拠に基づく評価を目指し、施策の目的の実現により一層寄与する運用となるように見直しを行っていく。

また、各施策における道の役割を明らかにしながら、施策の進捗状況を道民により一層わかりやすくお示しできるように工夫をしていくこととする。

イ 「新しい総合計画」や「重点戦略計画」等の一体的な評価

「新しい総合計画」においては、新たな政策の体系のもと、今後、道が進める政策の方向性や対応方針を明確にするとともに、「創生総合戦略」などの重点戦略計画等の関連する施策を一体的に推進するとしている。こうした「新しい総合計画」における新たな政策体系や推進手法などを踏まえ、政策評価においても、同様に評価対象となる施策の体系や評価手法を見直し、政策評価を通じて、一体的に上記計画等の推進管理を行い、その検証を各種計画の委員会等において実施する。

なお、総合計画や「創生総合戦略」などの重点戦略計画の事務局は、二次政策評価等検討チームの構成員として情報共有を図ることにより、一連の評価業務等において重複が生じないよう効率的な運用を図っていく。

ウ 総合計画に関する施策・事務事業とそれ以外との差別化

「新しい総合計画」に関する施策・事務事業とそれ以外（内部管理業務）との差別化を図り、総合計画に関する施策・事務事業の点検に重点化し、総合計画に関係しない内部管理業務等については、評価の簡素化を図っていくことで、政策評価の効率化を目指していく。

また、「新しい総合計画」に関する施策・事務事業の点検については、総合計画の新たな政策体系のもと、関連する施策や関係部局間の連携状況に重点を置くなど、総合計画の着実な推進に取り組んでいく。

エ 施策や事務事業の不断の見直し

時代の変化や道民の期待に的確に対応できる行政の実現のため、政策評価を通じて、毎年度、点検・検証することにより、不断の見直しを推進していく。

（４）見直しの内容の反映

来年度以降は、毎年度決定する「政策評価基本方針」、「政策評価実施方針」などにこれらの対応方策を反映させることによって、平成 28 年度の評価から実施に移すものとする。

（５）その他

政策評価結果の報告等については、各部が所掌する施策や事務事業の評価結果を道議会の各常任委員会に報告を行うとともに、各部のホームページに、施策の推進などに関連づけた掲載を行うなど政策評価の報告や公表の充実を図っていく。

また、今後、新たな公会計制度が導入されることに伴い、コスト情報の開示とその積極的な活用を検討するなど、来年度以降においても、毎年定める政策評価基本方針や政策評価実施方針において、本見直しの方向性に沿って、不断の見直しを行い、政策評価制度の改善・充実を図っていく。